

硫酸黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日
	K 値	算出K 値	排出量(Nm ³ /h)	
溶鋸炉	17.5	0.120	0.749	2025/5/30
鍊ピ炉	17.5	0.242	1.52	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.068	0.041	2025/5/14
精鉛ケツトル炉	17.5	0.038	0.023	2025/3/12
種板ケツトル炉	17.5	0.384	0.083	2025/12/11
No 2 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.038	0.023	2025/3/12
No 3 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.038	0.023	2025/3/12
副産 1 号炉	17.5	0.001	<0.006	2025/2/14
副産 2 号炉	17.5	0.001	<0.006	2025/4/21
副産 3 号炉	17.5	0.933	0.21	2025/4/10
粗銀精製炉	17.5	0.071	0.016	2025/1/17
揮発炉	17.5	0.071	0.016	2025/1/17
合金 3 号炉	17.5	0.25	0.054	2024/11/13
合金 5 号炉	17.5	0.032	0.007	2025/5/13

備考

1. 法規制値は、大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとに別表第 1 の下欄（右欄）に掲げる値
2. 硫酸黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫酸黄酸化物の排出量
日本工業規格（以下、単に「規格」という）K 0 1 0 3 に定める方法により硫酸黄酸化物濃度を、規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値 cm ³ / Nm ³	協定値 cm ³ / Nm ³	測定値 cm ³ / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	100	100	<7.3	2025/5/30
鍊ピ炉	100	100	9.2	2024/8/26
# 1 粗鉛ケットル炉	200	200	78	2025/5/14
精鉛ケットル炉	200	200	69	2025/3/12
種板ケットル炉	200	200	80	2024/12/11
No 2 粗鉛ケットル炉	200	200	69	2025/3/12
No 3 粗鉛ケットル炉	200	200	69	2025/3/12
副産 1 号炉	200	200	73	2025/2/14
副産 2 号炉	200	200	69	2025/4/21
副産 3 号炉	200	200	67	2025/4/10
粗銀精製炉	200	200	50	2025/1/17
揮発炉	200	200	50	2025/1/17
合金 3 号炉	180	180	66	2024/11/13
合金 5 号炉	180	180	52	2025/5/13

備考

1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 窒素酸化物濃度は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする
3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値 g / Nm ³	協定値 g / Nm ³	測定値 g / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	0.15	0.1	<0.01	2025/5/30
鍊ピ炉	0.15	0.1	<0.01	2024/8/26
# 1 粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/5/14
精鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/3/12
種板ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/12/11
No 2 粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/3/12
No 3 粗鉛ケットル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/3/12
副産 1 号炉	0.2	0.15	<0.01	2025/2/14
副産 2 号炉	0.2	0.2	0.03	2025/4/21
副産 3 号炉	0.3	0.2	<0.010	2025/4/10
粗銀精製炉	0.2	0.2	<0.01	2025/1/17
揮発炉	0.3	0.3	<0.01	2025/1/17
合金 3 号炉	0.2	0.2	<0.01	2024/11/13
合金 5 号炉	0.2	0.2	<0.01	2025/5/13
備考				
1. ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による				
2. ばいじん量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当りのものとする				

排ガス・有害物質 C d

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	1.0	0.7	<0.002	2025/5/30
鍊ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/5/14
精鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/3/12
種板ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/12/11
No 2 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/3/12
No 3 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/3/12
副産 1 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/2/14
副産 2 号炉	1.0	0.7	0.001	2025/4/21
副産 3 号炉	1.0	0.7	<0.005	2025/4/10
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2025/1/17
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2025/1/17
合金 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/11/13
合金 5 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/5/13

備考

- 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排ガス・有害物質 P b

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	30	20	0.010	2025/5/30
鍊ピ炉	30	20	0.017	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.023	2025/5/14
精鉛ケツトル炉	10	7	0.030	2025/3/12
種板ケツトル炉	10	7	0.003	2024/12/11
No 2 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.030	2025/3/12
No 3 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.030	2025/3/12
副産 1 号炉	10	7	0.023	2025/2/14
副産 2 号炉	10	7	0.60	2025/4/21
副産 3 号炉	10	7	0.006	2025/4/10
粗銀精製炉	10	7	0.005	2025/1/17
揮発炉	10	7	0.005	2025/1/17
合金 3 号炉	10	7	0.004	2024/11/13
合金 5 号炉	10	7	0.009	2025/5/13
備考				
1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による				
2. 有害物質量は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当りのものとする				

排水

項目	法規制値	協定値	測定値		測定年月日
			坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	7.4	7.3	2025/5/12
カドミウム及び その化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2025/5/12
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.07	<0.01	<0.01	2025/5/12
フッ素及びその化合物 (mg/l)	8	8	2.8	1.9	2025/5/12
亜鉛含有量 (mg/l)	2	2	0.02	0.05	2025/5/12
備考					
1. 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める方法とする					

騒音・振動・臭気

項目	協定値			測定値	測定年月日
騒音	昼間	朝・夕	夜間	朝 39.9	25/4/14~15
				昼 41.1	
				夕 36.9	
	55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下	夜間 34.6	
(法規制区域外)					
振動	昼間	夜間		昼 24.6	2024/10/15
	60dB以下	55dB以下		夜 28.1	
	(法規制区域外)				
臭気	規制箇所 敷地境界			12	2024/8/19
	協定値 臭気指数 15 (法規制区域外)			<10	

備考

騒音

1. 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 朝・夕は、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。

振動

1. 想定方法は、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

臭気

1. 測定方法は、三点比較式臭袋法（平成7年9月13日環境省告示第63号）に定める方法とする。